

令和5年度喜多方市下水道事業経営等審議会
(第3回会議資料)

- 1 第1回審議会の振り返り (P1)
- 2 第2回審議会の振り返り (P2)
- 3 使用料適正化(案)の概要 (P7)
- 4 使用料体系の検討方針 (P21)
- 5 使用料体系の見直し (P27)

○参考資料

福島県内市町村(法適用)の下水道使用料

令和5年12月19日

1. 第1回審議会の振り返り

①審議会スケジュール及び審議内容

審議会は8月から令和6年3月までに5回開催（予定） 第1回審議会では、「下水道事業の現状と将来の事業環境」についてご審議いただきました。

（日程） 第1回（8月1日済）、第2回（10月3日済）、第3回（12月19日今回）
第4回（2月）、第5回（3月）

②下水道事業経営のあり方

下水道事業の経営は「独立採算制の原則」が適用され、令和4年度策定の「経営戦略」で整理された下水道使用料の適正化の必要性について説明しました。

③下水道事業の概要

整備人口等・汚水処理普及率・水洗化率の推移、汚水処理量・有収水量・有収率の推移、令和5年度以降の投資計画、施設の現状について説明しました。

④経営状況の把握

「収益的収支」及び「資本的収支」の状況、下水道使用料の状況、下水道使用料単価の状況、繰入金の状況、企業債残高の状況について説明しました。

⑤経営指標の分析

経営指標（経常収支比率、経費回収率、汚水処理原価、繰入金対料金収入比率の4指標）について説明しました。

（現状分析のまとめ・改善に向けた対策）

- 1) 効率的な整備手法による事業費の抑制
- 2) 改築更新事業費の平準化
- 3) 施設の最適化による維持管理費の低減
- 4) 適正な下水道使用料の検討

⑥将来の事業環境

将来人口（行政区人口、整備人口、水洗化人口）の推計、将来の有収水量の推計、下水道使用料収入の推計について説明しました。

（将来の事業環境まとめ・改善に向けた対策）

- 1) 加入促進等による下水道使用料収入の更なる確保
- 2) 適切な施設管理による汚水処理原価の低減
- 3) 水洗化人口は微増、使用料収入はほぼ横ばいで推移するため、他会計に依存した経営状況の改善は見込めないことから早急に適正な使用料の検討が必要

2. 第2回審議会の振り返り

①第1回審議会の追加説明

1) 本市の下水道事業の現状について

本市の現状について、汚水を処理する費用や使用料収入を、有収水量1 m³あたりの単価（汚水処理原価、使用料単価）で示すことにより、他団体との比較や使用水量に応じた使用料など、現状をより分かりやすくしました。

A 汚水処理原価（242.8円） 汚水を処理する費用／有収水量

B 使用料単価（173.2円） 使用料収入／有収水量

1 m³あたりの汚水を処理するには、使用料収入だけでは約70円が不足しており、その不足分（約70円）は、他の会計（一般会計）から補てんしているのが現状です。他の会計（一般会計）からの補填は、下水道を使用していない市民からの税金が使われていることとなります。

下水道事業の経営は、「独立採算制の原則」が適用となっているものの、本市の下水道事業は、他の会計（一般会計）に依存しているのが現状です。

2) 本市の下水道事業の特徴について

本市の下水道事業の特徴は、人口減少など社会情勢の変化や地理的要因から維持管理費が増大しているため、下水道使用料では維持管理費を賄っていない状況となっています。その要因（管理施設数が多い、急速な人口減少の進行、農村都市、処理区域内の人口密度の低さなど）について説明しました。

3) これまでの下水道事業経営改善の取組について

本市の経営改善に向けた取組（職員数の削減による人件費の抑制、汚水処理構想や全体計画の見直しによる区域の見直しなど）について説明しました。

②使用料適正化の概要

1) 使用料適正化の検討フローについて

「使用料対象経費の算定」、「使用料体系の設定」の検討フローを示し、現状の財政見通しに基づき、適正な下水道使用料の検討を第2回及び第3回審議会で行うことを説明しました。

2) 使用料算定期間について

経営戦略に基づき、「令和7年度から11年度までの5年間」を算定期間とすることとしました。

3) 下水道使用料適正化の必要性の確認

ア 現状のまとめ

下水道事業は、公営企業であるため「独立採算制の原則」が適用されており、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していくことが求められています。このため、市では、加入促進や新たな収入を模索するとともに、施設の効率的な利用を図るなど、経営状況を改善すべく様々な施策に取り組んでまいりましたが、大幅な経営改善とはならず、未だ下水道使用料で維持管理費も賄えていないことから、他会計（一般会計）からの繰入金により事業を継続しています。

イ 今後の見通しと適正化の必要性

今後の財政見通しから、今までどおり当年度純損失や資金不足が生じないよう一般会計からの基準外繰入金に依存した経営を継続していくことは、市税等により現在の使用料体系を維持しながら事業を継続していくことになります。

今後、確実に増加する管路や施設等の改築更新を行いながら、将来にわたり安定したサービスを提供するためには、下水道使用料の適正化を図る必要があります。

③使用料対象経費の算定

1) 使用料対象経費

使用料対象経費は、維持管理費（施設の運転や汚水処理に係る費用）、資本費（下水道施設等の整備に係る費用）から、使用料以外の収入を控除した額（※税金等で賄う経費を除いた）を使用料対象経費として試算します。

（資産維持費は除くこととします。※総括原価方式は採用しません。）

2) 使用料対象経費の試算

2つの適正化案を提示し説明しました。

なお、試算での財政目標を次のとおりとしております。

①単年度黒字の維持

収益的収支で**単年度黒字**を維持する。

②資金残高は、194,200千円以上の確保（経営戦略）

安定経営に必要な資金として、**194,200千円以上**を確保します。

○維持管理費と資本費を使用料対象経費とした場合

国が示す、**本来含めるべき経費すべてを使用料対象**としたものです。現状では、維持管理費も賄えていない状況であり、資本費まで対象とすることは現在の喜多方市の状況では現実的ではありませんが、高い目標で事業運営を行っていくものとなります。

令和7年度から11年度までの5年間の維持管理費と資本費に対する**使用料対象経費は2,542,946千円**となります。現状の使用料体系で試算した場合の使用料収入は1,338,995千円であるため、**1,203,951千円の不足額**が生じています。

使用料対象経費（2,542,946千円）を使用料収入（1,338,995千円）で賄うには現状の下水道使用料から**89.9%（平均適正化率）**引き上げる必要があり、**水洗化人口1人あたりに換算すると月額 約1,200円の増加**となります。

現状の下水道 使用料収入①	使用料対象経費②	収支過不足額 ①－②	適正化率
1,338,995千円	2,542,946千円	△1,203,951千円	89.9%

○維持管理費のみを使用料対象経費とした場合

維持管理費のすべてを使用料対象経費としたものです。経費回収率を100%にし、事業運営を行っていくためには最低限必要となるものとなります。

令和7年度から11年度までの5年間の維持管理費に対する**使用料対象経費は1,962,990千円**となります。現状の使用料体系で試算した場合の使用料収入は1,338,995千円であるため、**623,995千円の不足額**が生じています。

使用料対象経費（1,962,990千円）を使用料収入（1,338,995千円）で賄うには現状の下水道使用料から**46.6%（平均適正化率）**引き上げる必要があり、**水洗化人口1人あたりに換算すると月額 約600円の増加**となります。

現状の下水道 使用料収入①	使用料対象経費②	収支過不足額 ①－②	適正化率
1,338,995千円	1,962,990千円	△623,995千円	46.6%

3) 適正化案の比較検討

使用料対象経費の全額を下水道使用料で賄うことは、経営の改善につながり将来的にも安定したサービスを供給するために必要ですが、経費の全額を一度に賄うことは、使用者への影響が大きくなるため、使用料の受取側である市と支払側である使用者の両面の視点にたって検討を行う必要があります。

このため、経費の全額を一度に賄うのではなく、段階的に負担していくという方法も、あり方検討の一つであることを丁寧に説明しました。

○「維持管理費」と「資本費」を使用料対象経費とした場合			
現状の下水道 使用料収入(A)	使用料対象経費(B)	収支過不足額 (A-B)	適正化率
1,338,995千円	2,542,946千円	△1,203,951千円	89.9%

○「維持管理費」のみを使用料対象経費とした場合			
現状の下水道 使用料収入(A)	使用料対象経費(B)	収支過不足額 (A-B)	適正化率
1,338,995千円	1,962,990千円	△623,995千円	46.6%

	○「維持管理費」と「資本費」を使用料対象経費とした場合	○「維持管理費」のみを使用料対象経費とした場合
特徴	「維持管理費」と「資本費」のうち3割分を使用料収入で賄うものとします。 収益的収支の基準外繰入金を「0」とする	「維持管理費」のみを使用料収入で賄うものとします。 収益的収支の基準外繰入金を「0」とする
経費回収率	100% (資本費込み)	100% (維持管理費のみ)
1人あたり月額使用料の影響額	+約1,200円	+約600円
適正化率	89.9%	46.6%

④使用料体系の検討

1) 現状の使用料体系

本市の使用料体系は、基本使用料（基本水量6m³を含む）と基本水量を超える使用水量に応じた従量使用料の二つを組み合わせた二部使用料制を採用しています。

また、使用区分は3～9のグループに区分することが現状に見合った使用区分と分析しており、現状の使用件数の分布等を確認し、使用区分の階級やグループ数の検討を行っていくことを説明しました。

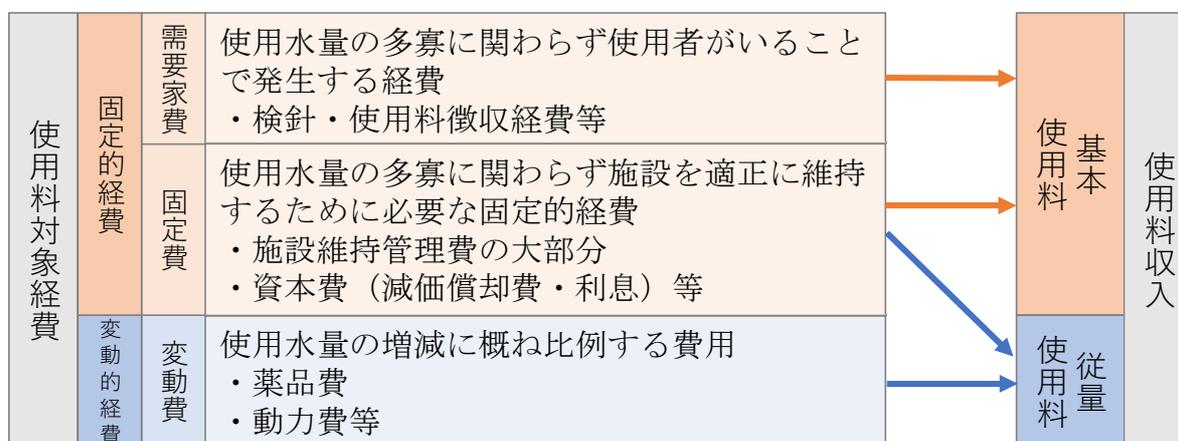
2) 検討方針

使用区分の階級やグループ数を検討していく上での検討方針（案）を示しました。

検討の視点	検討の方向性	考え方
法的な視点	負担の公平性を確保する	特定のものに対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと
経営的な視点	経営環境の変化に対応した使用料とする	水需要の減少に影響を受けにくい下水道使用料とする
使用者の視点	過度な負担とならない使用料とする	使用者に対し、急激な負担増とならないようにする
		少量使用者に考慮した下水道使用料体系とする

3) 使用料対象経費の分解

本市で採用している二部使用料制（基本使用料+従量使用料）は、使用料対象経費を「固定的経費」と「変動的経費」に分解し、それぞれの区分に応じた使用料を設定していくことについて説明しました。

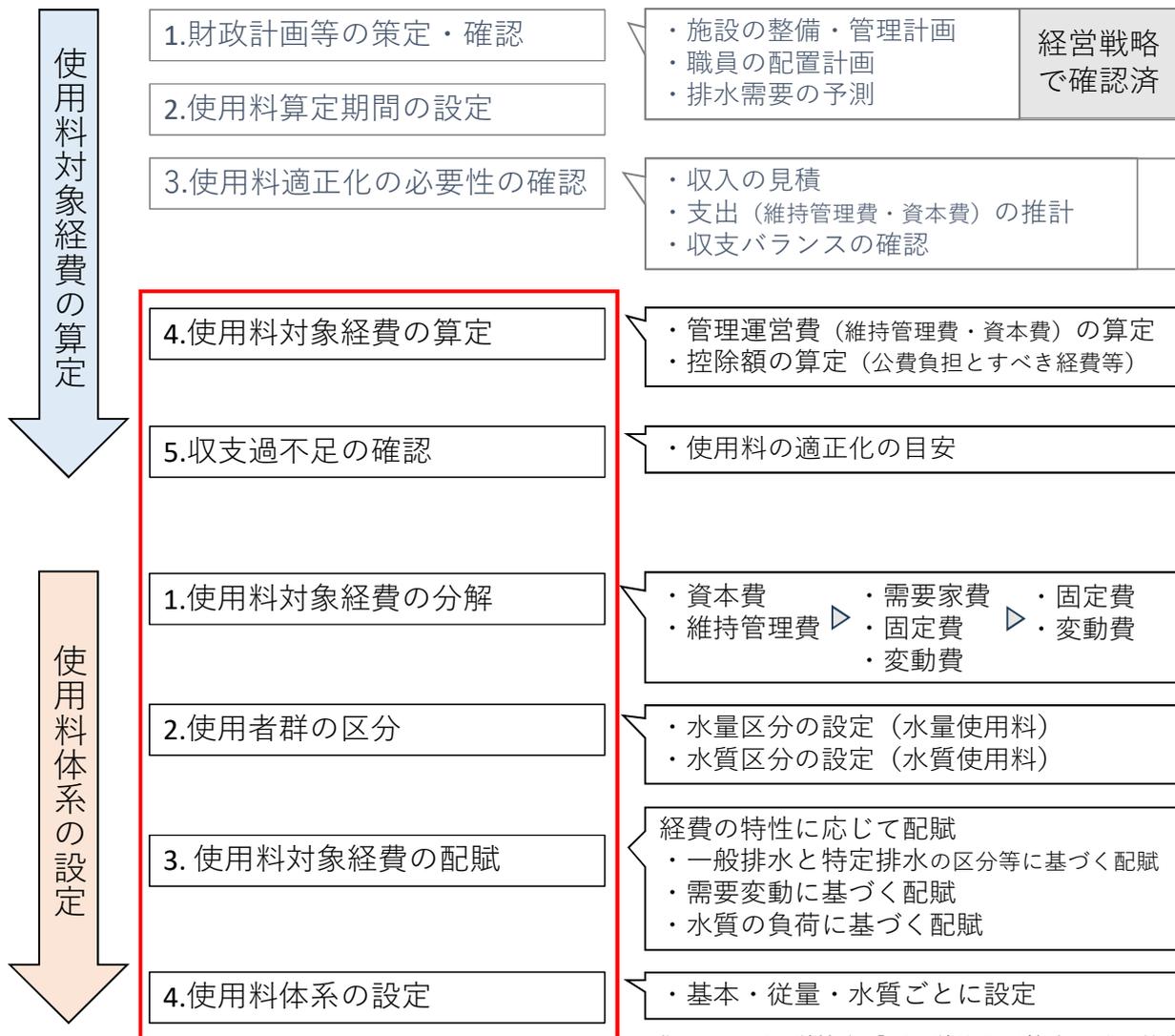


3. 使用料適正化（案）の概要

3.1 検討フロー

使用料適正化の検討は以下のフローにより行います。第2回審議会に引き続き第3回審議会では、赤枠で記載している箇所を確認し、**現状の財政見通しに基づき、適正な下水道使用料を検討**してまいります。

なお、第2回審議会でのご意見を踏まえ経費の算定見直しを行いました。



第2回、第3回審議会審議内容

出典：日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方_2016年度版」

3.2 使用料対象経費の算定（見直し）

① 目的

令和4年度策定の「喜多方市下水道事業経営戦略」の財政計画を基本としているため、現時点（令和5年11月）で再確認を行い今後の見通しに影響が出ている経費について、適正化計画の精査を行いました。（経費の総点検を実施）

② 見直した経費

ア 職員給与費（人件費）

経営戦略に基づき職員給与費は50,559千円を見込んでいましたが人事異動や国の政策である賃金引上げを反映した令和5年度の人件費（58,046千円）に見直しました。令和7年度から11年度までの算定期間においては、人事異動等の状況が未確定であり大きな変動がないものとし同一で推移することとしました。

イ 委託料、動力費、修繕費、材料費など

第2回審議会資料においては、物価変動による影響として令和元年度から5年度までの過去5年間の企業物価指数及び、設計業務委託等技術者単価の増減率(11%)に基づき今後の推計を行いました。

経費の見直しでは、令和6年度当初予算編成方針なども踏まえ、最少の経費で最大の効果をあげるべく経費の総点検を行う中で、近年の物価上昇の影響を受ける委託料や動力費の再精査を行いました。その結果、過去5年間の企業物価指数等による推計を参考としながらも、内閣府の公表する物価上昇率（内閣府においては、今後10年間の物価上昇率の推移の予測を公表）を、今後の中長期的な物価上昇率として見込み、改めて使用料対象経費の見直しを行いました。

■ 消費者物価上昇率

	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
消費者物価指数	2.6	1.9	1.2	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7

出典：内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和5年7月25日経済財政諮問会議提出）

本試算は、各種経済統計の実績値を反映するとともに、2024年度までの経済動向については内閣府年央試算3等を織り込んで推計している。2025年度以降については、GDPや物価動向等の経済の中長期的な展望を比較考量できるよう、TFP（全要素生産性）上昇率が直近の景気循環の平均並みで将来にわたって推移する想定「ベースラインケース」とTFP上昇率がデフレ状況に入る前の期間の平均程度まで高まる想定「成長実現ケース」を示している。

3.3 財政の見通し（見直し）

現行の使用料体系による今後の財政見通しについては、経費算定の見直しを踏まえたうえで、「独立採算制の原則」（その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく）に則り、**基準外繰入金を行わない推計**としました。

※令和5年度のみ他会計補助金の予算額を反映しています。

収益的収支と純利益（損失）

収益的収入は、水洗化人口が微増となるため横ばいで推移しますが、収益的支出は物価高騰による物件費の上昇や減価償却費の推移により収益的収入に比べ増加傾向となっています。令和7年度から11年度までの使用料収入は、1,338,995千円となります。また、「独立採算制の原則」に則り、**基準外繰入金を行わない推計**としているため、収支バランスをとることができず、**当年度純損益は令和6年度から赤字**となっています。

なお、使用料収入で維持管理費を賄えない状況であるため、令和7年度から11年度の経費回収率は、**5年平均で72.5%**となっています。

（単位：千円）

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 入	1. 収 入								
	(1) 料 金 収 入	266,248	266,587	266,926	267,323	267,777	268,229	268,740	
	(2) 他 会 計 補 助 金	492,713	390,255	388,383	387,385	388,238	388,321	390,335	
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	349,603	343,239	340,002	340,872	344,632	347,513	349,671	
	(4) そ の 他	2,654	2,654	4,654	4,654	4,654	4,654	4,654	
	収 入 計 (A)	1,111,218	1,002,735	999,965	1,000,234	1,005,301	1,008,717	1,013,400	
	支 出	1. 維 持 管 理 費	334,723	371,705	372,791	373,524	375,731	377,953	380,192
		(1) 職 員 給 与 費	58,046	58,046	58,046	58,046	58,046	58,046	58,046
		(2) 動 力 費	49,394	65,243	65,243	65,243	65,700	66,159	66,622
		(3) 修 繕 費	9,443	9,623	9,738	9,817	9,885	9,955	10,025
(4) 材 料 費		116	118	120	120	120	120	120	
(5) そ の 他		217,724	238,675	239,644	240,298	241,980	243,673	245,379	
2. 資 本 費		742,955	731,599	726,490	726,362	730,975	733,939	738,111	
(1) 減 価 償 却 費		642,075	637,523	637,371	643,497	653,874	662,452	670,013	
(2) 支 払 利 息		100,880	94,076	89,119	82,865	77,101	71,487	68,098	
(3) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	
支 出 計 (B)	1,077,678	1,103,304	1,099,281	1,099,886	1,106,706	1,111,892	1,118,303		
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	33,540	△ 100,569	△ 99,316	△ 99,652	△ 101,405	△ 103,175	△ 104,903		
特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (C)+(F)	33,540	△ 100,569	△ 99,316	△ 99,652	△ 101,405	△ 103,175	△ 104,903		

（単位：千円）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
使用料	266,248	266,587	266,926	267,323	267,777	268,229	268,740
汚水処理費（維持）	330,174	367,156	366,242	366,975	369,182	371,404	373,643
経費回収100%不足額	△ 63,926	△ 100,569	△ 99,316	△ 99,652	△ 101,405	△ 103,175	△ 104,903
経費回収率	80.6%	72.6%	72.9%	72.8%	72.5%	72.2%	71.9%

資本的収支と資金残高

資本的収入及び支出ともに減少傾向で推移しています。資本的支出では、未普及対策や改築更新事業、浸水対策事業を行う費用を計上していますが、今後、ストックマネジメント計画（施設の点検調査から修繕や改築を実施する計画）の策定により、更に改築更新事業が増加する可能性があります。

資金残高につきましては、令和5年度末132,355千円の見込みですが、令和6年度から収益的収支同様、「独立採算制の原則」に則り、**基準外繰入金を行わない推計**とした場合、令和6年度の「資本的支出額に不足する額（C）」441,150千円に対し、「補填財源（D）」は326,070千円で、差し引き「補填財源不足額（E）」は115,080千円となる見込みです。このため、**資金残高は令和6年度からマイナス**となり、以降、資金不足が累積して推移していきます。

繰入金対基準外繰入金比率は、令和6年度以降は基準外繰入を行っていないため0%となります。

(単位：千円)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分								
資本的 収入 支出	1. 企業債	465,300	566,700	539,800	530,800	476,400	458,300	440,300
	2. 他会計出資金	169,590	32,952	33,339	33,733	29,427	25,239	21,204
	3. 国（都道府県）補助金	215,930	279,022	268,870	268,870	233,947	243,220	243,220
	4. 工事負担金	23,150	23,150	23,150	23,150	23,150	23,150	23,150
	計 (A)	873,970	901,824	865,159	856,553	762,924	749,909	727,874
	1. 建設改良費	595,443	755,200	736,000	733,000	660,000	679,000	676,000
	2. 企業債償還金	604,555	587,774	576,090	578,006	567,364	544,791	523,497
	計 (B)	1,199,998	1,342,974	1,312,090	1,311,006	1,227,364	1,223,791	1,199,497
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (A)-(B) (C)	326,028	441,150	446,931	454,453	464,440	473,882	471,623
	補填財源 (D)	326,028	326,070	198,053	202,973	207,837	211,764	215,439
補填財源不足額 (C)-(D) (E)	0	115,080	248,878	251,480	256,603	262,118	256,184	
他会計借入金残高 (F)	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (G)	7,067,675	7,046,601	7,010,311	6,963,105	6,872,141	6,785,650	6,702,453	
資金残高	132,355	△ 115,080	△ 363,958	△ 615,438	△ 872,040	△ 1,134,158	△ 1,390,343	

(単位：千円)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分								
収益的収支分		492,713	390,255	388,383	387,385	388,238	388,321	390,335
	うち基準内繰入金	395,247	390,255	388,383	387,385	388,238	388,321	390,335
	うち基準外繰入金	97,466	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		169,590	32,952	33,339	33,733	29,428	25,239	21,203
	うち基準内繰入金	32,570	32,952	33,339	33,733	29,428	25,239	21,203
	うち基準外繰入金	137,020	0	0	0	0	0	0
合 計		662,303	423,207	421,722	421,118	417,666	413,560	411,538
繰入金対基準外繰入金比率(%)		35.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

3.4 適正化案（見直し）

第2回審議会において、資本費と維持管理費を賄う場合の適正化案は、維持管理費も賄えていない現状では、多大な住民負担の増加を招くため現実的な事業運営ではないとのご意見から、**維持管理費のみを使用料対象経費とする**こととしました。また、委員の皆様から次のようなご意見をいただきました。

- ・良好な住環境を整備し、一度での見直しではなく段階的な方法で住民が安心して利用できる料金設定としてほしい。
- ・一般会計繰入金と下水道使用料のバランスが重要である。
- ・生活環境や水質改善のため行政が主導的に進めており、ある程度の基準外繰入金は必要である。
- ・普及率が40%台であり5割以上の市民が下水道の恩恵を受けていないため、基準外繰入金を抑えることは市民サービスにとって重要である。
- ・類似団体の状況を示し比較することで判断しやすくなる。

これらの意見を踏まえて、急激な住民負担の増加を抑えた住民目線での検討を行い、維持管理費のみを使用料対象経費とした場合の経費回収率100%案（以降、「経費回収率100%」という。）以外に、下記に示す公共下水道の類型区分（Cc2）が同じである**福島県内の5自治体の経費回収率の平均値を目指す**案を示し検討します。

令和3年度「経営比較分析表」類似団体区分
[公共下水道区分一覧表]

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
政令市等			政令市等	21
10万以上	100人/ha以上		Aa	32
	75人/ha以上		Ab	31
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	49
		30年未満	Ac2	2
	50人/ha未満		Ad	56
3万以上	100人/ha以上		Ba	8
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	25
		30年未満	Bb2	2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	63
		30年未満	Bc2	13
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	155
30年未満		Bd2	26	
3万未満	75人/ha以上		Ca	3
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	23
		15年以上	Cb2	23
		15年未満	Cb3	9
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	138
		15年以上	Cc2	170
		15年未満	Cc3	20
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	100
		15年以上	Cd2	194
15年未満		Cd3	12	

3.4 適正化案（見直し）

令和3年度決算に基づく県内12市（喜多方市除く）の経費回収率の平均は92.94%、県内の地方公営企業法を適用している自治体（18団体）の経費回収率の平均は90.55%となっています。本市の経費回収率は67.67%であり、上記のうち、法適用の18団体の平均である経費回収率90.55%を目標とした場合、経費回収率を22.9%増加させる必要があります。

このため、住民への負担を考慮し、令和3年度の公共下水道の類型区分が同じである福島県内5自治体の経費回収率の平均値（87.47%）を目指すものとします。

目標とする経費回収率：87%

県内12市の経費回収率の状況（令和3年度決算値）

県内12市	経費回収率	市全体		経費回収率（加重平均）				
		使用料収入	汚水処理費	公共下水道	特環	浄化槽	農集	合計
伊達市	108.39	282,515	260,651	108.39	0.00	0.00	0.00	108.39
いわき市	105.85	3,485,053	3,292,597	104.59	0.00	0.00	1.26	105.85
田村市	100.00	163,900	163,900	100.00	0.00	0.00	0.00	100.00
本宮市	100.00	233,522	233,522	100.00	0.00	0.00	0.00	100.00
福島市	99.11	3,161,530	3,189,890	98.00	0.38	0.00	0.73	99.11
南相馬市	97.66	511,152	523,386	87.86	1.52	0.00	8.28	97.66
郡山市	97.20	4,014,166	4,129,882	93.47	0.65	0.00	3.08	97.20
須賀川市	94.71	719,602	759,808	70.36	0.97	0.00	23.38	94.71
会津若松市	92.98	1,606,632	1,727,987	87.82	0.00	2.59	2.57	92.98
相馬市	91.25	256,986	281,623	90.52	0.00	0.00	0.73	91.25
白河市	77.36	590,213	762,941	51.35	0.00	2.85	23.16	77.36
二本松市	50.74	236,453	466,004	46.10	4.64	0.00	0.00	50.74
平均	92.94	1,271,810	1,316,016	86.54	1.63	2.72	7.90	92.94
喜多方市	67.67	262,370	387,742	50.05	9.58	0.06	7.98	67.67

※特環：特定環境保全公共下水道、浄化槽：特定地域生活排水処理

※本市の場合は、特定地域生活排水処理ではなく小規模集合排水処理施設にて事業を実施

県内の地方公営企業法を適用している市町村の経費回収率の状況（令和3年度決算値）

県内市町村	経費回収率	市全体		経費回収率（加重平均）				
		使用料収入	汚水処理費	公共下水道	特環	浄化槽	農集	合計
三春町	110.15	160,760	145,947	50.11	0.00	28.34	31.70	110.15
伊達市	108.39	282,515	260,651	108.39	0.00	0.00	0.00	108.39
いわき市	105.85	3,485,053	3,292,597	104.59	0.00	0.00	1.26	105.85
田村市	100.00	163,900	163,900	100.00	0.00	0.00	0.00	100.00
本宮市	100.00	233,522	233,522	100.00	0.00	0.00	0.00	100.00
福島市	99.11	3,161,530	3,189,890	98.00	0.38	0.00	0.73	99.11
南相馬市	97.66	511,152	523,386	87.86	1.52	0.00	8.28	97.66
郡山市	97.20	4,014,166	4,129,882	93.47	0.65	0.00	3.08	97.20
須賀川市	94.71	719,602	759,808	70.36	0.97	0.00	23.38	94.71
会津若松市	92.98	1,606,632	1,727,987	87.82	0.00	2.59	2.57	92.98
西郷村	92.60	232,197	250,752	87.52	0.00	0.00	5.08	92.60
相馬市	91.25	256,986	281,623	90.52	0.00	0.00	0.73	91.25
猪苗代町	91.02	162,500	178,531	69.90	7.52	0.00	13.60	91.02
会津美里町	90.69	128,158	141,316	69.18	1.99	2.59	16.93	90.69
南会津町	81.66	130,527	159,839	34.86	19.79	0.54	26.47	81.66
白河市	77.36	590,213	762,941	51.35	0.00	2.85	23.16	77.36
西会津町	68.09	73,285	107,623	0.00	28.79	12.58	26.72	68.09
二本松市	50.74	236,453	466,004	46.10	4.64	0.00	0.00	50.74
平均	90.55	940,493.59	978,250.12	81.25	7.36	4.23	11.69	90.55
喜多方市	67.67	262,370	387,742	50.05	9.58	0.06	7.98	67.67
公共が同様のCc2の自治体								87.47

※特環：特定環境保全公共下水道、浄化槽：特定地域生活排水処理、個別排水処理等

※本市の場合は、特定地域生活排水処理ではなく小規模集合排水処理施設にて事業を実施

3.4.1 経費回収率100%

(1) 使用料対象経費の算定

(単位：千円)

区	年 分	度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
			1. 収 入					
収 入	料 金 収 入		366,242	366,975	369,182	371,404	373,643	1,847,446
	控除項目	他 会 計 補 助 金	388,383	387,385	388,238	388,321	390,335	1,942,662
		長 期 前 受 金 戻 入	340,002	340,872	344,632	347,513	349,671	1,722,690
		そ の 他	4,654	4,654	4,654	4,654	4,654	23,270
	収 入 計 (A)		1,099,281	1,099,886	1,106,706	1,111,892	1,118,303	5,536,068
支 出	1. 維 持 管 理 費		372,791	373,524	375,731	377,953	380,192	1,880,191
	(1) 職 員 給 与 費		58,046	58,046	58,046	58,046	58,046	290,230
	(2) 動 力 費		65,243	65,243	65,700	66,159	66,622	328,967
	(3) 修 繕 費		9,738	9,817	9,885	9,955	10,025	49,420
	(4) 材 料 費		120	120	120	120	120	600
	(5) そ の 他		239,644	240,298	241,980	243,673	245,379	1,210,974
	2. 資 本 費		726,490	726,362	730,975	733,939	738,111	3,655,877
	(1) 減 価 償 却 費		637,371	643,497	653,874	662,452	670,013	3,267,207
(2) 支 払 利 息		89,119	82,865	77,101	71,487	68,098	388,670	
	支 出 計 (B)		1,099,281	1,099,886	1,106,706	1,111,892	1,118,303	5,536,068
	当年度純利益 (又は純損失) (A)-(B)		0	0	0	0	0	0

※1

※1「(5)その他」の内訳は、施設の運転管理費、汚泥の運搬費・処分費、使用料収納経費等の委託料外です。

(単位：千円)

項目	経費	長期前受金戻入	その他控除額	使用料対象経費
維持管理費	1,880,191	—	32,745	1,847,446
資本費	見込まない	—	—	—
資産維持費	見込まない	—	—	—
計	1,880,191	0	32,745	1,847,446

(イ)

対象経費
使用料

(ウ)

見直し後の差額
収支過不足額と

区分	現状の使用料収入④	使用料対象経費⑤	収支過不足額④-⑤	適正化率
見直し前	1,338,995千円	1,962,990千円	△623,995千円	46.6%
見直し後	1,338,995千円	1,847,446千円	△508,451千円	38.0%
差額	0	△115,544千円	115,544千円	△8.6%

令和7年度から11年度までの5年間の維持管理費に対する**使用料対象経費は1,847,446千円**となります。現行の使用料体系で試算した場合の使用料収入は1,338,995千円となり、508,451千円の不足額が生じています。

使用料対象経費(1,847,446千円)を使用料収入(1,338,995千円)で賄うには現行の下水道使用料から**38.0%(平均適正化率)の負担をお願いする必要があります**あり、水洗化人口1人あたりに換算すると月額**約500円の増加**となります。

(2) 財政の見通し

【収益的収支】

収益的支出は、物価高騰による物件費の上昇や減価償却費の推移により増加傾向となっていますが、それに伴う収支の不足分を使用料収入で賄っているため、現状での下水道使用料収入と比較すると年間約1億円の増収となり、**当年度純損益は単年度黒字で、経費回収率も100%**となっています。

(単位：千円)

区 分		年 度						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
収 入 益 的 収 支	収 入	1. 収 入						
		(1) 料 金 収 入	366,242	366,975	369,182	371,404	373,643	
		(2) 他 会 計 補 助 金	388,383	387,385	388,238	388,321	390,335	
		(3) 長 期 前 受 金 戻 入	340,002	340,872	344,632	347,513	349,671	
		(4) そ の 他	4,654	4,654	4,654	4,654	4,654	
		収 入 計 (A)	1,099,281	1,099,886	1,106,706	1,111,892	1,118,303	
	支 出	1. 維 持 管 理 費	1. 維 持 管 理 費	372,791	373,524	375,731	377,953	380,192
			(1) 職 員 給 与 費	58,046	58,046	58,046	58,046	58,046
			(2) 動 力 費	65,243	65,243	65,700	66,159	66,622
			(3) 修 繕 費	9,738	9,817	9,885	9,955	10,025
			(4) 材 料 費	120	120	120	120	120
			(5) そ の 他	239,644	240,298	241,980	243,673	245,379
		2. 資 本 費	2. 資 本 費	726,490	726,362	730,975	733,939	738,111
			(1) 減 価 償 却 費	637,371	643,497	653,874	662,452	670,013
(2) 支 払 利 息			89,119	82,865	77,101	71,487	68,098	
(3) そ の 他			0	0	0	0	0	
	支 出 計 (B)	1,099,281	1,099,886	1,106,706	1,111,892	1,118,303		
	経 常 損 益 (A)-(B) (C)	0	0	0	0	0		
	特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0		
	特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0		
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	0	0	0	0		
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (C)+(F)	0	0	0	0	0		

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
使用料		366,242	366,975	369,182	371,404	373,643
汚水処理費(維持)		366,242	366,975	369,182	371,404	373,643
経費回収100%不足額		0	0	0	0	0
経費回収率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【資本的収支】

資本的収入及び支出ともに減少傾向で推移しています。収支の不足は、補填財源により賄っており、資金残高は、計画上目標としている194,200千円以上を維持しています。

収益的収支に関する基準外繰入金は0円となっておりますが、資金残高を維持するため企業債償還金に対し基準外繰入金を行っており、繰入金対基準外繰入金比率は5年平均で26.9%となっております。令和4（2022）年度は47.4%であるため、経営改善が図られる見通しとなっております。

(単位：千円)

区 分		年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1	2					
資本的 収入 支出	収入	1. 企業債		539,800	530,800	476,400	458,300	440,300
		2. 他会計出資金		182,901	185,561	184,625	184,182	172,485
		3. 国（都道府県）補助金		268,870	268,870	233,947	243,220	243,220
		4. 工事負担金		23,150	23,150	23,150	23,150	23,150
		計 (A)		1,014,721	1,008,381	918,122	908,852	879,155
	支出	1. 建設改良費		736,000	733,000	660,000	679,000	676,000
		2. 企業債償還金		576,090	578,006	567,364	544,791	523,497
		計 (B)		1,312,090	1,311,006	1,227,364	1,223,791	1,199,497
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (A)-(B) (C)		297,369	302,625	309,242	314,939	320,342
		補填財源 (D)		297,369	302,625	309,242	314,939	320,342
補填財源不足額 (C)-(D) (E)			0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (F)			0	0	0	0	0	
企業債残高 (G)			7,010,311	6,963,105	6,872,141	6,785,650	6,702,453	
資金残高			194,200	194,200	194,200	194,200	194,200	

(単位：千円)

区 分		年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1	2					
収益的収支分				388,383	387,385	388,238	388,321	390,335
	うち基準内繰入金			388,383	387,385	388,238	388,321	390,335
	うち基準外繰入金			0	0	0	0	0
資本的収支分				182,901	185,561	184,625	184,182	172,485
	うち基準内繰入金			33,339	33,733	29,428	25,239	21,203
	うち基準外繰入金			149,562	151,828	155,197	158,943	151,282
合 計				571,284	572,946	572,863	572,503	562,820
繰入金対基準外繰入金比率(%)				26.2	26.5	27.1	27.8	26.9

3.4.2 経費回収率（案）（87%として設定）

(1) 使用料対象経費の算定

(ア) 収支の見積

(単位：千円)

区分		年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
収入	1. 収入							
	料 金 収入		318,630	319,269	321,189	323,121	325,070	1,607,279
	控除項目	他 会 計 補 助 金	435,995	435,091	436,231	436,604	438,908	2,182,829
		長 期 前 受 金 戻 入	340,002	340,872	344,632	347,513	349,671	1,722,690
		そ の 他	4,654	4,654	4,654	4,654	4,654	23,270
	収入計 (A)	1,099,281	1,099,886	1,106,706	1,111,892	1,118,303	5,536,068	
支出	1. 維持管理費		372,791	373,524	375,731	377,953	380,192	1,880,191
	(1) 職員給与費		58,046	58,046	58,046	58,046	58,046	290,230
	(2) 動力費		65,243	65,243	65,700	66,159	66,622	328,967
	(3) 修繕費		9,738	9,817	9,885	9,955	10,025	49,420
	(4) 材料費		120	120	120	120	120	600
	(5) その他		239,644	240,298	241,980	243,673	245,379	1,210,974
	2. 資本費		726,490	726,362	730,975	733,939	738,111	3,655,877
	(1) 減価償却費		637,371	643,497	653,874	662,452	670,013	3,267,207
	(2) 支払利息		89,119	82,865	77,101	71,487	68,098	388,670
		支出計 (B)	1,099,281	1,099,886	1,106,706	1,111,892	1,118,303	5,536,068
当年度純利益（又は純損失）(A)-(B)			0	0	0	0	0	0

※1 「(5)その他」の内訳は、施設の運転管理費、汚泥の運搬費・処分費、使用料収納経費等の委託料外です。

(イ) 使用料対象経費

(単位：千円)

項目	経費	長期前受金戻入	その他控除額	使用料対象経費
維持管理費	1,880,191	—	32,745	1,847,446
資本費	見込まない	—	—	—
資産維持費	見込まない	—	—	—
計	1,880,191	0	32,745	1,847,446

(ウ) 収支過不足額と見直し後の差額

区分	現状の使用料収入①	使用料収入の目標②	収支過不足額①-②	適正化率
見直し後	1,338,995千円	1,607,278千円	△268,283千円	20.0%

令和7年度から11年度までの5年間の維持管理費に対する使用料対象経費は1,847,446千円となります。経費回収率87%を達成する場合、使用料対象経費のうち**使用料収入は1,607,278千円以上（=1,847,446千円×87%）が目標**となります。使用料収入が現状の1,338,995千円から1,607,278千円となることから、現行の下水道使用料から**適正化率（平均）20.0%の負担をお願いする必要があり、水洗化人口1人あたりに換算すると月額 約300円の増加**となります。

(2) 財政の見通し

【収益的収支】

収益的支出は、物価高騰による物件費の上昇や減価償却費の推移により増加傾向となっていますが、それに伴う収支の不足分を使用料収入で賄っているため、現状での下水道使用料収入と比較すると年間約5,300万円の増収となりますが、維持管理費を賄えていないため、**年間約4,800万円の基準外繰入金により当年度純損益は単年度黒字を維持し、経費回収率は87%**となっています。

(単位：千円)

区 分		年 度						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
収 益 的 収 支	収 入	1. 収 入						
		(1) 料 金 収 入	318,630	319,269	321,189	323,121	325,070	
		(2) 他 会 計 補 助 金	435,995	435,091	436,231	436,604	438,908	
		(3) 長 期 前 受 金 戻 入	340,002	340,872	344,632	347,513	349,671	
		(4) そ の 他	4,654	4,654	4,654	4,654	4,654	
		収 入 計 (A)	1,099,281	1,099,886	1,106,706	1,111,892	1,118,303	
	支 出	1. 維 持 管 理 費	372,791	373,524	375,731	377,953	380,192	
		(1) 職 員 給 与 費	58,046	58,046	58,046	58,046	58,046	
		(2) 動 力 費	65,243	65,243	65,700	66,159	66,622	
		(3) 修 繕 費	9,738	9,817	9,885	9,955	10,025	
		(4) 材 料 費	120	120	120	120	120	
		(5) そ の 他	239,644	240,298	241,980	243,673	245,379	
		2. 資 本 費	726,490	726,362	730,975	733,939	738,111	
		(1) 減 価 償 却 費	637,371	643,497	653,874	662,452	670,013	
		(2) 支 払 利 息	89,119	82,865	77,101	71,487	68,098	
		(3) そ の 他	0	0	0	0	0	
			支 出 計 (B)	1,099,281	1,099,886	1,106,706	1,111,892	1,118,303
			経 常 損 益 (A)-(B) (C)	0	0	0	0	0
			特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0
		特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	0	0	0	0		
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (C)+(F)	0	0	0	0	0		

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
使用料		318,630	319,269	321,189	323,121	325,070
汚水処理費(維持)		366,242	366,975	369,182	371,404	373,643
経費回収100%不足額		△ 47,612	△ 47,706	△ 47,993	△ 48,283	△ 48,573
経費回収率		87.0%	87.0%	87.0%	87.0%	87.0%

【資本的収支】

資本的収入及び支出ともに減少傾向で推移しています。収支の不足は、補填財源により賄っており、資金残高は、計画上目標としている194,200千円以上を維持しています。

資金残高を維持するため企業債償還金に対し基準外繰入金を行っており、繰入金対基準外繰入金比率は5年平均で32.6%となっています。令和4（2022）年度は47.4%であるため、経営改善が図られる見通しとなっています。

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的 収入 支出	1. 企業債	539,800	530,800	476,400	458,300	440,300
	2. 他会計出資金	182,901	185,561	184,625	184,182	172,485
	3. 国（都道府県）補助金	268,870	268,870	233,947	243,220	243,220
	4. 工事負担金	23,150	23,150	23,150	23,150	23,150
	計 (A)	1,014,721	1,008,381	918,122	908,852	879,155
	1. 建設改良費	736,000	733,000	660,000	679,000	676,000
	2. 企業債償還金	576,090	578,006	567,364	544,791	523,497
	計 (B)	1,312,090	1,311,006	1,227,364	1,223,791	1,199,497
	資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (A)-(B) (C)	297,369	302,625	309,242	314,939	320,342
	補填財源 (D)	297,369	302,625	309,242	314,939	320,342
補填財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (F)	0	0	0	0	0	
企業債残高 (G)	7,010,311	6,963,105	6,872,141	6,785,650	6,702,453	
資金残高	194,200	194,200	194,200	194,200	194,200	

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分		435,995	435,091	436,231	436,604	438,908
	うち基準内繰入金	388,383	387,385	388,238	388,321	390,335
	うち基準外繰入金	47,612	47,706	47,993	48,283	48,573
資本的収支分		182,901	185,561	184,625	184,182	172,485
	うち基準内繰入金	33,339	33,733	29,428	25,239	21,203
	うち基準外繰入金	149,562	151,828	155,197	158,943	151,282
合 計		618,896	620,652	620,856	620,786	611,393
繰入金対基準外繰入金比率(%)		31.9	32.1	32.7	33.4	32.7

3.5 適正化案

「独立採算制の原則」から、経費回収率を100%とするには、現行より平均38%の適正化率となり、現行と比較し下水道使用者への影響があることから、福島県内の地方公営企業法を適用している類似団体5団体の経費回収率の平均である**経費回収率87%を当面の目途**とし、**適正化率を20%**としたいものです。

適正化率を20%と設定し、P21ページ以降、使用料体系の比較検討を行いましたので、比較検討案の説明を次章により行います。

適正化率20%の設定にあたり、今後も広域し尿処理の受け入れによる広域化・共同化の検討、効率的な施設運営、施設利用土地の有効活用や経営基盤の根幹となる使用料収入等自主財源の確保など健全なる経営のための改善方策に取り組み、経費回収率を100%以上となる経営の安定化を目指すとともに、5年ごとに使用料改定の必要性を検証し、使用料適正化の検討を継続してまいります。

■ 適正化案

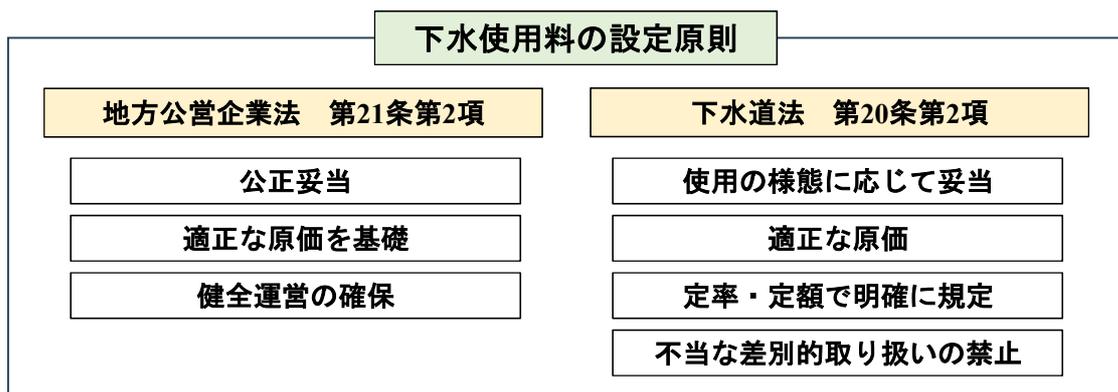
現状の使用料収入 1,338,995千円	適正化率 20.0%	5年毎の使用料改定の必要性の検証
← 経費回収率87%を達成する場合 1,607,278千円以上 →		
← 使用料対象経費 1,847,446千円 →		

4. 使用料体系の検討方針

4. 使用料体系の検討方針

4.1 設定原則

使用料体系とは、使用料対象経費を個々の使用者に対してどのように配分し、負担していただくかを体系化したものです。設定の原則は以下のとおりです。

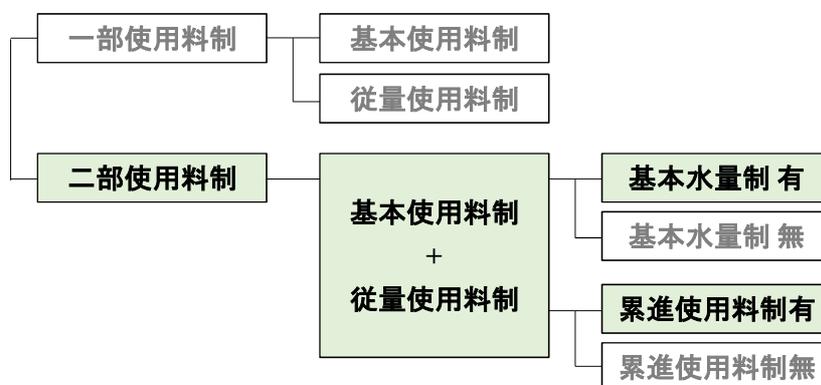


4.2 現行

現行の使用料体系

本市の使用料体系は、二部使用料制を採用しており、基本水量制と累進使用制となっています。

なお、累進使用料制とは使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系です。



4.2 現行

現行の水量区分ごとの単価及び単価の累進度

現行の水量区分ごとの単価及び単価の累進度（水量の増加に応じて単価が高くなることを図る指標）は次のとおりです。

現行の基本使用料の基本単価は157円で、累進度は最大超過/基本単価が1.73、最大超過/最小超過が1.63です。福島県内12市平均の基本使用料の使用料単価は167円で、累進度は最大超過/基本単価が1.68、最大超過/最小超過が2.51となっています。

本市は福島県内12市の平均と比較すると、基本使用料の基本単価が低く、従量使用料の負担割合が大きくなっています。また、累進度（最大超過/最小超過）が小さいことから使用者間の均衡がとれている現状と分析しています。

【本市の料金表】

二部使用料制

累進使用料制有

基本使用料 (税込)	従量使用料 (税込)		累進度
	水量区分	単 価 (円/m ³)	
942円 (基本水量6m ³ 含む) (基本単価 : 157円 [Ⓐ]) 基本水量有	7~10m ³	167円 [Ⓑ]	1.063
	11~20m ³	175円	1.048
	21~30m ³	188円	1.074
	31~50m ³	209円	1.111
	51~100m ³	231円	1.105
	101~300m ³	251円	1.086
	301m ³ ~	272円 [Ⓒ]	1.083
	累進度	最大超過 [Ⓒ] /基本単価 [Ⓐ]	1.73
	最大超過 [Ⓒ] /最小超過 [Ⓑ]	1.63	

【福島県内12市の平均】

基本使用料の 基本単価	累進度	
	最大超過/基本単価	最大超過/最小超過
166.7円/m ³	1.68	2.51

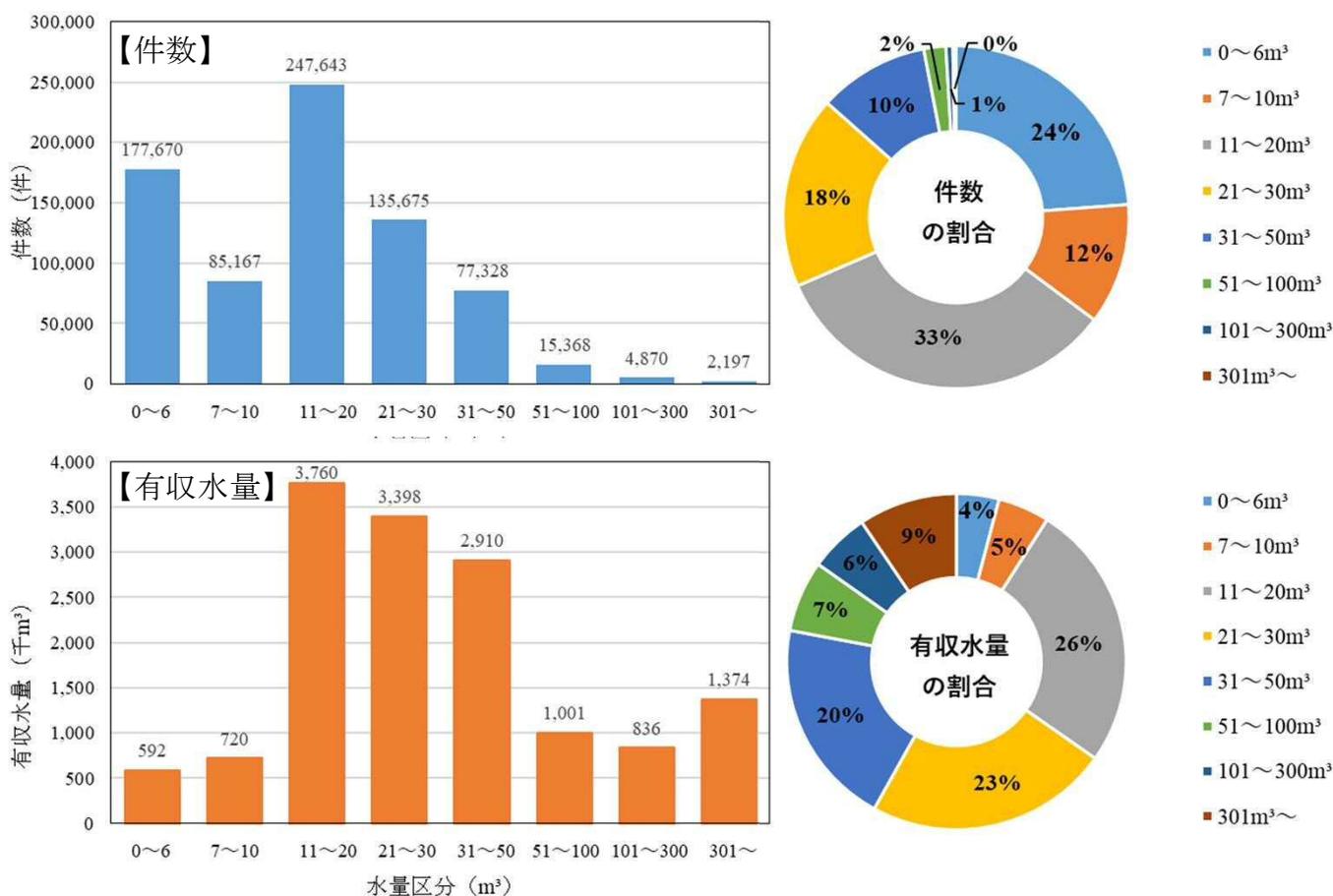
下水道の使用分布状況

平成25年から令和4年度までの10年間の下水道の使用分布状況は以下のとおりです。

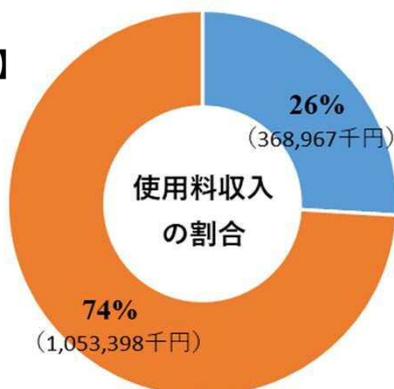
・件数では、11～20 m³の区分が最も多く全体の約3割を占め、50m³までで約97%を占めています。51m³以上の使用者は非常に少ない状況です。

・有収水量のうち、11～30 m³の区分で全体の約半分を占め、50m³までで約78%を占めています。

・使用料収入の割合は、基本使用料分が約26%、従量使用料分が約74%となっています。



【使用料収入の割合】



■ 基本使用料 ■ 従量使用料

下水道の使用状況の推移

平成25年から令和4年度までの10年間の下水道の使用状況の推移は次のとおりです。
 令和4年度は民間事業者の工事排水の受け入れを一時的に行っていたため、平年よりも301m³以降の水量区分の水量が増加していますが、令和4年度を除き、**件数や有収水量の比率は概ね一定となっています**。このため、使用料体系の設定は**令和3年度の実績に基づき検討**します。

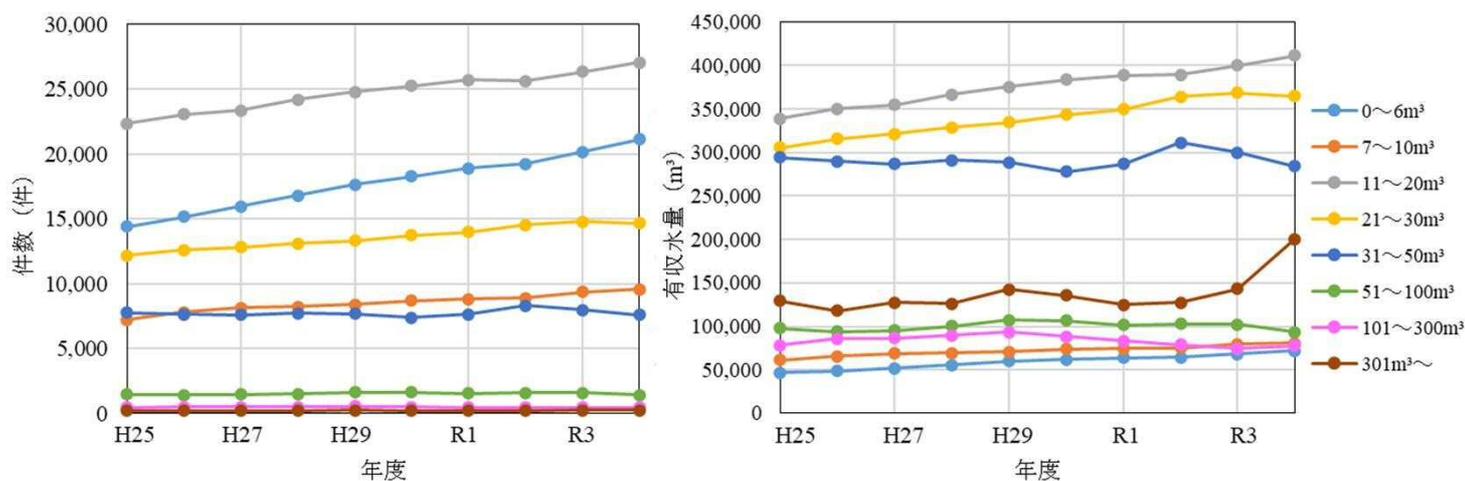
【件数】

件数は全体的に増加傾向となっています。中でも0～30m³までの区分で増加傾向となっています。このため、今後も30m³以下の使用者を中心とした接続が見込まれます。

【有収水量】

全体的に増加傾向となっています。0～30m³までの件数が増加傾向を示しており、有収水量も増加しています。51m³以上の水量区分については、概ね横ばいとなっています。このため、今後も少量使用者を中心とした使用状況が見込まれます。

【平成25年から令和4年度までの件数（左図）及び有収水量（右図）】



4.3 現行の使用料体系の特徴と検討方針

現行の使用料体系の特徴と使用料体系の検討結果は次のとおりです。なお、水量区分については、**現行の水量区分が定着**しており、過去10年間の有収水量の分布からも10m³までの2区分、50m³までの3区分、51m³以上の3区分が**概ね均等に配分できているため、現行の体系を踏襲します**。また、**基本水量（6m³）**も1人あたりの実績と整合しており、水道水以外の水を使用する方の認定水量も現行のとおり**1人あたり6m³を認定水量**とします。

現行の特徴	
<p>特徴1：累進使用料制の採用</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・累進使用料制は、元々急激な人口増加や高度経済成長への対応として導入され、多量に水を使用する事業者に対して、使用の抑制を目的としていました。しかし、当初の目的は薄れており、多量に水を使用する方に対し不公平が生じています。 ・累進度を高く設定すると多量に水を使用する方の利用状況に大きな影響をあたえる使用料体系となります。 <p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少量使用者の低廉性維持のため廃止には至りませんが、現行から累進度を維持または、小さくできるように改善を図ります。 	<p>特徴2：基本使用料の設定額</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、固定的経費は全て基本使用料で賄うものとされています。 ・安定的な事業運営を行うためには全ての使用者から均等に負担していただくことが重要となります。 <p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定費の全てを基本使用料で賄えば少量使用者の負担が重くなるため、「5.使用料体系の見直し」に基づき固定費の一部を基本使用料の対象とします。



検討の視点	検討の方向性	考え方	具体的な検討
負担の公平性	負担の公平性を確保した使用料とする	<ul style="list-style-type: none"> ・特定のものに対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと ・使用者数の少ない大口使用者にも考慮をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・累進度は現行を維持または小さくする
経営の安定性	経営環境の変化に対応した使用料とする	<ul style="list-style-type: none"> ・水需要の減少に影響を受けにくい使用料体系とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本使用料を適正な価格とし、安定した収入を図る ・多くの使用者から広く負担をいただき不公平感の少ない使用料体系とする
使用者への配慮	過度な負担にならない使用料とする	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者に対し急激な負担増とならないようにする ・少量使用者に考慮した使用料体系とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本水量を設け少量使用者の負担を抑える ・基本水量は現行の水量（6m³）とする（6m³≒16.1m³（R4末口径13、20mmの水道平均水量）/2.7人（平均世帯人数））

4.4 使用料対象経費の分解

使用料対象経費の内訳は、**需要家費**（検針、収納業務等）が130,748千円、**固定費**（人件費、施設の運転管理費等）が1,387,731千円、**変動費**（動力費、薬品費等）が328,967千円となっています。**需要家費と固定費の全部**（以下、「**固定的経費**」という。）を**基本使用料で賄うことが原則**ですが、基本使用料が高額となるため、**固定費を基本使用料と従量使用料に配分し軽減を図ります**。

なお、固定費の振分けは「5. 使用料体系の見直し案」にて検討します。

（単位：千円）

区分	項目	経費	長期前受 金戻入	その他 控除額	使用料 対象経費	使用料		
						需要家費	固定費	変動費
資本費		3,655,877	1,722,690	1,933,187	0	0		0
維持管理費		1,880,191	0	32,745	1,847,446	130,748	1,387,731	328,967
資産維持費		0			0			
計		5,536,068	1,722,690	1,965,932	1,847,446	130,748	1,387,731	328,967

基本使用料

従量使用料

5. 使用料体系の見直し

設定原則を踏まえた、次の4案（基本使用料2案×従量使用料2案）で検討を行います。また、基本使用料と従量使用料の概要については次のとおりです。

見直し案		基本使用料	
		施設の利用状況に基づく設定①	現行の基本使用料の割合に基づく設定②
従量使用料	50m ³ を境に現行の負担割合を踏襲A	使用料体系案①-A	使用料体系案②-A
	現行の従量使用料より算定B	使用料体系案①-B	使用料体系案②-B

基本使用料	施設の利用状況に基づく設定①	現行の基本使用料の割合に基づく設定②
概要	<p>施設の利用状況に基づき<u>固定</u>の経費の<u>30%</u>を配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大稼働率（基本使用料29%従量使用料71%）、負荷率（基本使用料31%、従量使用料69%）に基づき設定 ・基本使用料＝固定経費30% 	<p>現行の基本使用料の割合である<u>25%</u>を採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料対象経費369,489千円×0.25 <p>※P23に示す使用料収入の割合に基づき25%と設定しました。</p>
基本使用料	<p>1,320円(税抜) (+464円：現行比較)</p> <p>1,452円(税込) (+510円：現行比較)</p>	<p>1,120円(税抜) (+264円：現行比較)</p> <p>1,232円(税込) (+290円：現行比較)</p>

最大稼働率：1日に対応可能な処理能力に対する1日最大処理水量の割合
 負荷率：1日あたりの平均処理水量に対する1日最大処理水量の割合

従量使用料	50m ³ を境に現行の負担割合により算定A	現行の従量使用料により算定B
概要	<p>一般家庭からの排水を50m³までとみなし、<u>50m³を境に現行の収入の割合により経費を配分する単価</u>としました。</p> <p>【説明】 現行の使用料の50m³までと51m³以上の割合が概ね75%：25%のため、使用料対象経費の概ね75%を50m³以下の使用料で賄い、概ね25%を51m³以上の使用料で賄う単価としました。</p>	<p>現行の従量使用料に<u>均等に適正化率を乗じた単価</u>としました。</p> <p>【説明】 ①-Bについては、概ね8% ②-Bについては、概ね16% を現行の従量使用料に乗じた単価としました。</p>

5.1 使用料体系案

「施設の利用状況に基づく設定①」と「現行の基本使用料の割合に基づく設定②」で検討した使用料体系案を次のとおりお示しします。※単価は5円でまとめているため適正化率は概ね均等な率となっています。

本市においては、300m³以上使用する大口使用者が限られており、累進度を上げるとは大きな影響が生じるため、①と②共に累進度は現行と同値または低い値とするよう検討しましたが、②-Bでは301m³以降の水量区分は285円と高額になっています。

(税抜)

使用料体系案①		現行	①-A			①-B		
			使用料	差額	適正化率	使用料	差額	適正化率
基本 使用料	使用料(円/6m ³)	856	1,320	464	54%	1,320	464	54%
	基本単価(円/m ³)	143	220	77	54%	220	77	54%
従量 使用料 (円/m ³)	7 ~ 10	152	165	13	9%	165	13	9%
	11 ~ 20	162	175	13	8%	175	13	8%
	21 ~ 30	171	190	19	11%	185	14	8%
	31 ~ 50	190	205	15	8%	205	15	8%
	51 ~ 100	210	220	10	5%	225	15	7%
	101 ~ 300	228	240	12	5%	245	17	7%
	301 ~	247	260	13	5%	265	18	7%
累進度	最大超過/基本単価	1.73	1.18			1.20		
	最大超過/最小超過	1.63	1.58			1.61		

- ・基本使用料の収入割合は②と比較して増加します。
- ・②と比較して従量使用料の増加は抑えられるため、負担の公平性が保てます。

(税抜)

使用料体系案②		現行	②-A			②-B		
			使用料	差額	適正化率	使用料	差額	適正化率
基本 使用料	使用料(円/6m ³)	856	1,120	264	31%	1,120	264	31%
	基本単価(円/m ³)	143	187	44	31%	187	44	31%
従量 使用料 (円/m ³)	7 ~ 10	152	180	28	18%	175	23	15%
	11 ~ 20	162	190	28	17%	190	28	17%
	21 ~ 30	171	205	34	20%	200	29	17%
	31 ~ 50	190	220	30	16%	220	30	16%
	51 ~ 100	210	235	25	12%	245	35	17%
	101 ~ 300	228	255	27	12%	265	37	16%
	301 ~	247	275	28	11%	285	38	15%
累進度	最大超過/基本単価	1.73	1.47			1.53		
	最大超過/最小超過	1.63	1.53			1.63		

- ・基本使用料は、①と比較して低く抑えられます。
- ・①と比較して従量使用料で経費を賄う体系となるため、大量使用者の負担が大きくなります。

5.2 比較検討

水量区分ごとの現行と適正化案4案（①-A, ①-B, ②-A, ②-B）との比較を行い、その影響額を次のとおり示します。

また、最も使用者の多い18m³と最大従量使用料区分である300m³を使用した場合のモデルケースの比較は次のとおりです。

【18m³使用した場合のモデルケース】

①-Aと①-Bは支払い合計が3,718円となり現行より684円増加します。（1位）（1位）

②-Aは支払い合計が3,696円となり現行より662円増加します。（3位）

②-Bは支払い合計が3,674円となり現行より640円増加します。（4位）

【300m³使用した場合のモデルケース】

①-Aは支払い合計が75,603円となり現行より4,403円増加します。（4位）

①-Bは支払い合計が76,923円となり現行より5,723円増加します。（3位）

②-Aは支払い合計が80,234円となり現行より9,034円増加します。（2位）

②-Bは支払い合計が82,907円となり現行より11,707円増加します。（1位）

※15m³～25m³までの4案の差額は100円以内で、ほぼ同額となっています。

使用料体系案の比較(1ヶ月あたり)

(単位:円)

汚水量 (m ³)	現行		①-A		①-B		②-A		②-B		(最大-最小) 使用料 の差額			
	使用料	使用料	現行との 差額	順位	使用料	現行との 差額	順位	使用料	現行との 差額	順位				
6	856	1,320	464	1	1,320	464	1	1,120	264	3	1,120	264	3	200
	942	1,452	510	1	1,452	510	1	1,232	290	3	1,232	290	3	220
10	1,464	1,980	516	1	1,980	516	1	1,840	376	3	1,820	356	4	160
	1,610	2,178	568	1	2,178	568	1	2,024	414	3	2,002	392	4	176
18	2,758	3,380	622	1	3,380	622	1	3,360	602	3	3,340	582	4	40
	3,034	3,718	684	1	3,718	684	1	3,696	662	3	3,674	640	4	44
20	3,082	3,730	648	2	3,730	648	2	3,740	658	1	3,720	638	4	20
	3,390	4,103	713	2	4,103	713	2	4,114	724	1	4,092	702	4	22
30	4,791	5,630	839	3	5,580	789	4	5,790	999	1	5,720	929	2	210
	5,270	6,193	923	3	6,138	868	4	6,369	1,099	1	6,292	1,022	2	231
50	8,591	9,730	1,139	3	9,680	1,089	4	10,190	1,599	1	10,120	1,529	2	510
	9,450	10,703	1,253	3	10,648	1,198	4	11,209	1,759	1	11,132	1,682	2	561
100	19,091	20,730	1,639	4	20,930	1,839	3	21,940	2,849	2	22,370	3,279	1	1,640
	21,000	22,803	1,803	4	23,023	2,023	3	24,134	3,134	2	24,607	3,607	1	1,804
300	64,727	68,730	4,003	4	69,930	5,203	3	72,940	8,213	2	75,370	10,643	1	6,640
	71,200	75,603	4,403	4	76,923	5,723	3	80,234	9,034	2	82,907	11,707	1	7,304
1000	237,818	250,730	12,912	4	255,430	17,612	3	265,440	27,622	2	274,870	37,052	1	24,140
	261,600	275,803	14,203	4	280,973	19,373	3	291,984	30,384	2	302,357	40,757	1	26,554

※上段: 税抜、下段: 税込

5.3 使用料体系案（まとめ）

各使用料体系案を比較した結果は次のとおりです。

- (1) ①- (A, B)は、②と比較して基本使用料（②との月額差額220円）で広く負担いただくため、21m³以上の使用者の負担は抑えられます。最も使用者の多い18m³の比較では、①と②の差額は22円～44円増となり、0～20m³までの差額は11円～220円です。
- (2) ②- (A, B)は、基本使用料を抑えているため、概ね20m³までの負担は抑えられますですが、21m³以上の使用者の負担は増えていきます。300～1000m³の比較では、①と②の差額は7,304円～26,554円増えていきます。

◎本検討では、基本使用料により広くご負担をいただき、従量使用料の上り幅を抑えることにより水需要の減少による影響を軽減し、負担の公平性を保つことができる「①-A案」を適正化案として提案いたします。

(税込)

適正化案	基本使用料	従量使用料	検討方針との比較	少量・大量使用者への影響
①-A	現行との差額 +510円	現行との差額 +11～21円	累進度が最も低く、 <u>負担の公平性が保てる</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・②-Aと比較すると19m³までの少量使用者の負担額は5円～220円高くなるため、<u>大量使用者の負担額は最も抑えられる</u>。（1,000m³までは11円から16,181円安くなる。） ・20m³以上の使用者の負担が小さい。 ・61m³以上は現行との差額が最も小さく適正化案の中で最も大量使用者の負担が少ない。
①-B	現行との差額 +510円	現行との差額 +14.5～20.5円	累進度が低く、 <u>負担の公平性が保てる</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・②-Bと比較すると20m³までの少量使用者の負担額は11円～220円高くなるため、<u>大量使用者の負担額は抑えられる</u>。（1,000m³までは6円～21,384円安くなる。） ・21m³以上の使用者の負担が小さい。 ・適正化案の中で最も21～59m³の使用者の負担が少ない。
②-A	現行との差額 +290円	現行との差額 +27.5～37.5円	累進度が高く、 <u>不公平感が強くなる</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・①-Aと比較すると19m³までの少量使用者の負担額は5円～220円安くなるため、<u>大量使用者の負担額は大きくなる</u>。（1,000m³までは11円～16,181円高くなる。） ・20m³以上の使用者の負担が大きい。 ・20～57m³までは最も負担が大きい
②-B	現行との差額 +290円	現行との差額 +25.5～41.5円	累進度が最も高く、 <u>不公平感が強くなる</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・①-Bと比較すると20m³までの少量使用者の負担額は11円～220円安くなるため、<u>大量使用者の負担額は大きくなる</u>。（1,000m³までは6円～21,384円高くなる。） ・21m³以上の使用者の負担が大きい。 ・57m³以上は現行との差額が最も大きく、改定案の中で最も大量使用者の負担額が大きい。

MEMO

1 d 参考資料

1.1 福島県内市町村（地方公営企業法を適用済）の下水道使用料

県内の地方公営企業法を適用済市町村の下水道使用料について以下表にまとめました。

参考資料

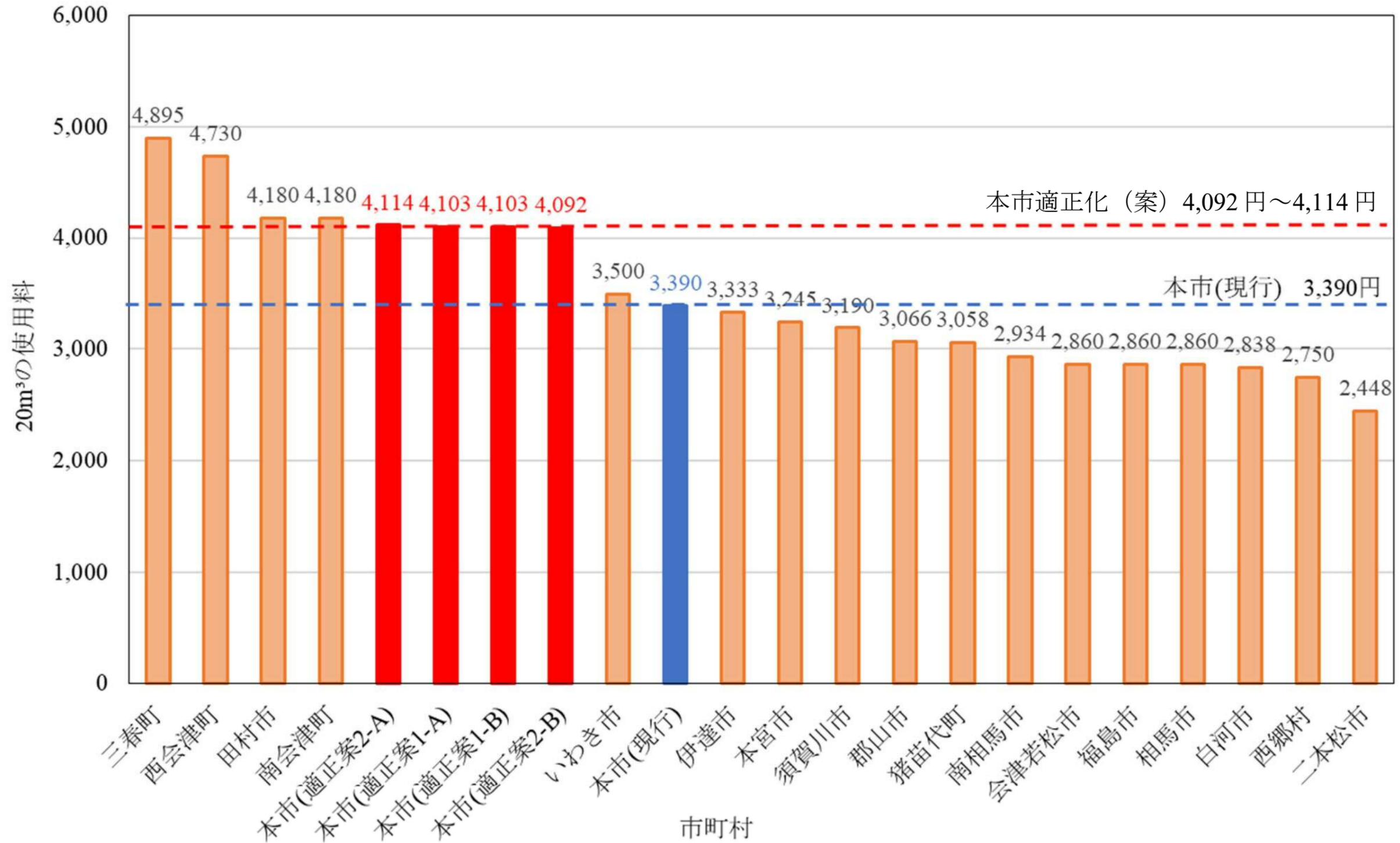
【県内の地方公営企業法を適用済市町村の下水道使用料（税込み）】

自治体名		喜多方市		いわき市		郡山市		福島市		会津若松市		須賀川市		白河市		南相馬市（原町/鹿島/小高）				伊達市			
行政人口（人）		42,497		325,370		321,739		275,338		112,988		73,138		57,338		56,538				55,797			
基本水量（m ³ ）		6		10		10		10		10		10		10		5				10			
基本使用料（円）		942		1,674.2		1,306		1,210		1,430		1,562		1,265		1,155				1,320			
料金単価（円/m ³ ）		157.00		167.42		130.60		121.00		143.00		156.20		126.50		231.00				151.80			
超過区分数		7		7		6		6		7		5		7		9				4			
超過区分 （左：～m ³ 右：円）		10	167.0	20	182.6	20	176.0	20	165.0	20	143.0	20	162.8	20	157.3	10	100.1	10	115.5	10	22.0	30	181.5
		20	178.0	30	202.4	50	203.0	30	203.5	30	187.0	30	170.5	30	166.1	20	106.7	20	121.0	20	154.0	50	206.8
		30	188.0	50	212.3	100	230.0	50	247.5	50	236.5	50	178.2	50	174.9	50	132.0	50	126.5	50	165.0	100	255.2
		50	209.0	100	278.3	200	263.0	100	302.5	100	280.5	100	187.0	100	188.1	100	154.0	100	139.7	100	198.0	101～	316.8
		100	231.0	200	300.3	500	291.0	500	335.5	200	313.5	101～	195.8	200	205.7	200	181.5	200	140.8	200	228.8	—	—
		300	251.0	500	321.2	501～	318.0	501～	357.5	500	352.0	—	—	500	266.6	500	220.0	500	141.9	500	229.9	—	—
		301～	272.0	501～	341.0	—	—	—	—	501～	363.0	—	—	—	—	501～	247.5	1,000	242.0	1,000	144.1	1,000	231.0
累進度	最大超過/基本単価	1.73		2.04		2.43		2.95		2.54		1.25		2.11		1.24				0.69		0.89	
	最大超過/最小超過	1.63		1.87		1.81		2.17		2.54		1.20		1.69		2.86				1.57		10.65	
本市と同値		本市より高い値		本市より低い値																			

自治体名		二本松市（二本松/岳/安達処理区）				相馬市		田村市		本宮市		西郷村		三春町		猪苗代町		会津美里町		南会津町		西会津町		
行政人口（人）		51,260				33,448		33,100		29,912		21,005		17,219		12,876		17,748		13,880		5,580		
基本水量（m ³ ）		—				5		10		10		10		—		10		—		10		10		
基本使用料（円）		660				660		825		660		2,090		1,540		1,320		2,200		1,430		3,300		
料金単価（円/m ³ ）		—				—		132.00		209.00		154.00		132.00		—		143.00		—		209.00		
超過区分数		7				5		5		4		4		4		5		—		3		1		
超過区分 （左：～m ³ 右：円）		10	60.5	10	55.0	15	170.5	10	143.0	20	209.0	20	170.50	25	143	10	104.5	20	162.8	—	—	50	209	
		20	77.0	20	71.5	25	170.5	20	148.5	50	220.0	30	181.50	50	154	20	165	30	168.3	—	—	100	220	
		30	110.0	30	99.0	35	176.0	30～	154.0	100	231.0	100	192.50	100	176	100	220	40	173.8	—	—	101～	231	
		50	137.5	50	110.0	45	181.5	—	—	101～	241.0	101～	203.50	101～	198	101～	242	50	179.3	—	—	—	—	
		100	165.0	51～	132.0	55	181.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50～	184.8	—	—	—	—	
		500	192.5	—	—	100	192.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		501～	225.5	—	—	101～	231.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
累進度	最大超過/基本単価	—				—		1.17		1.15		1.32		1.50		—		1.29		—		1.11		
	最大超過/最小超過	3.73				2.40		1.35		1.08		1.15		1.19		1.38		2.32		1.14		—		

※会津美里町の下水道使用料は基本料金+世帯員数×500円×1.1で算出を行います。

【20m³使用した場合の下水道使用料（税込み）】



○地方公営企業法を適用している県内自治体（18団体）の
基本使用料と基本使用料割合の比較（20m³使用の場合）

（税込）

ラ ン ク	市町村名	基本 水量 (m ³)	基本 使用料 (A)	従量 使用料 (B)	使用量合計 (A)+(B) =(C)	基本使用料 割合 (A)/(C) =(D)	備考
1	会津美里町	0	3,300	※2 1,650	4,950	66.7%	1人550円
2	西会津町	10	2,310	2,420	4,730	48.8%	
3	三春町	0	2,200	2,695	4,895	44.9%	基本水量なし
4	田村市	10	2,090	2,090	4,180	50.0%	
5	南会津町	10	2,090	2,090	4,180	50.0%	
6	いわき市	10	1,674	1,826	3,500	47.8%	
7	須賀川市	10	1,562	1,628	3,190	49.0%	
8	本宮市	10	1,540	1,705	3,245	47.5%	
9	伊達市	10	1,518	1,815	3,333	45.5%	
10	猪苗代町	10	1,430	1,628	3,058	46.8%	
11	会津若松市	10	1,430	1,430	2,860	50.0%	
12	西郷村	10	1,320	1,430	2,750	48.0%	
13	郡山市	10	1,306	1,760	3,066	42.6%	
14	南相馬市	5	1,265	1,669	2,934	43.1%	
15	白河市	10	1,265	1,573	2,838	44.6%	
16	福島市	10	1,210	1,650	2,860	42.3%	
17	二本松市	0	715	1,733	2,448	29.2%	※3
18	相馬市	5	660	2,200	2,860	23.1%	
18団体平均			1,605	1,833	3,438	46.7%	
類似団体(5団体)平均			1,800	1,893	3,693	48.7%	
17	喜多方市(現行)	6	942	2,448	3,390	27.8%	
	改定案①-A	6	1,452	2,651	4,103	35.4%	
	改定案①-B	6	1,452	2,651	4,103	35.4%	
	改定案②-A	6	1,232	2,882	4,114	29.9%	
	改定案②-B	6	1,232	2,860	4,092	30.1%	

※1 基本使用料は基本水量（0,5,6,10m³）の多寡に関わらず、発生する検針業務や
収納業務を賄う料金です。

※2 会津美里町は基本使用料と人数割を採用しているため3人使用時の使用料としている。

※3 二本松、岳地区は基本水量なし。安達地区は基本水量5m³。

【第3回審議会資料 29ページ 適正化率の追加】

使用料体系案の比較(1ヶ月あたり)

(単位:円)

汚水量 (m ³)	現行 使用料	①-A				①-B				②-A				②-B				(最大-最小) 使用料 の差額
		使用料	現行と の差額	適正 化率	順位													
6	856	1,320	464	54%	1	1,320	464	54%	1	1,120	264	31%	3	1,120	264	31%	3	200
	942	1,452	510	54%	1	1,452	510	54%	1	1,232	290	31%	3	1,232	290	31%	3	220
10	1,464	1,980	516	35%	1	1,980	516	35%	1	1,840	376	26%	3	1,820	356	24%	4	160
	1,610	2,178	568	35%	1	2,178	568	35%	1	2,024	414	26%	3	2,002	392	24%	4	176
18	2,758	3,380	622	23%	1	3,380	622	23%	1	3,360	602	22%	3	3,340	582	21%	4	40
	3,034	3,718	684	23%	1	3,718	684	23%	1	3,696	662	22%	3	3,674	640	21%	4	44
20	3,082	3,730	648	21%	2	3,730	648	21%	2	3,740	658	21%	1	3,720	638	21%	4	20
	3,390	4,103	713	21%	2	4,103	713	21%	2	4,114	724	21%	1	4,092	702	21%	4	22
30	4,791	5,630	839	18%	3	5,580	789	16%	4	5,790	999	21%	1	5,720	929	19%	2	210
	5,270	6,193	923	18%	3	6,138	868	16%	4	6,369	1,099	21%	1	6,292	1,022	19%	2	231
50	8,591	9,730	1,139	13%	3	9,680	1,089	13%	4	10,190	1,599	19%	1	10,120	1,529	18%	2	510
	9,450	10,703	1,253	13%	3	10,648	1,198	13%	4	11,209	1,759	19%	1	11,132	1,682	18%	2	561
100	19,091	20,730	1,639	9%	4	20,930	1,839	10%	3	21,940	2,849	15%	2	22,370	3,279	17%	1	1,640
	21,000	22,803	1,803	9%	4	23,023	2,023	10%	3	24,134	3,134	15%	2	24,607	3,607	17%	1	1,804
300	64,727	68,730	4,003	6%	4	69,930	5,203	8%	3	72,940	8,213	13%	2	75,370	10,643	16%	1	6,640
	71,200	75,603	4,403	6%	4	76,923	5,723	8%	3	80,234	9,034	13%	2	82,907	11,707	16%	1	7,304
1000	237,818	250,730	12,912	5%	4	255,430	17,612	7%	3	265,440	27,622	12%	2	274,870	37,052	16%	1	24,140
	261,600	275,803	14,203	5%	4	280,973	19,373	7%	3	291,984	30,384	12%	2	302,357	40,757	16%	1	26,554

※上段:税抜、下段:税込